平成２５年（フ）第１１号
群馬県桐生市相生町５丁目452番地　県営住宅Ｈ棟426号
債務者　福田　順子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第５１号
金沢市山科１丁目13番１号　山科ハイツ107号
債務者　中西実樹夫
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２４０号
名古屋市中川区戸田４丁目1711番地
債務者　山田　貞夫
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４１号
名古屋市中川区戸田４丁目1711番地
債務者　山田美佐子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２５１号
名古屋市西区南堀越１丁目３番22号　メゾン徳永401号、住民票上の住所名古屋市港区当知３丁目3801番地　当知住宅２棟208号
債務者　竹村　妙子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６１号
愛知県弥富市子宝５丁目454―３、住民票上の住所名古屋市港区港栄４丁目17番55号ニューコーポ築地905号
債務者　早野　哉人
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９０号
三重県津市河芸町南黒田405番地
債務者　堀　　静代
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２８０号
三重県鈴鹿市竹野２丁目９番15号　Ａ号室
債務者　内田　康彦
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２９５号
三重県松阪市曽原町326番地２　スターブライトＣ201
債務者　石過　陽紀
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３０１号
三重県鈴鹿市池田町1271番地の１　マインドピア鈴鹿108号室
債務者　谷本　政之
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３０２号
三重県鈴鹿市池田町1271番地の１　マインドピア鈴鹿108号室
債務者　谷本　由美
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２号
三重県津市八町１丁目２番７号　岩田ビル102号
債務者　奥田　邦子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５号
三重県津市住吉町１番25号　レオパレスＴＡＭ107
債務者　奥山祐貴子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３３号
神戸市北区筑紫が丘３丁目９番地の４
債務者　井上　吉一
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４号
神戸市北区筑紫が丘３丁目９番地の４
債務者　井上貴代美
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１８号
神戸市東灘区青木６丁目８番38―504号
債務者　スナックＣＯＣＯこと　淺田　雄史（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部